

大学機関別認証評価

自己評価書

令和2年8月

奈良女子大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
領域1	教育研究上の基本組織に関する基準	3
領域2	内部質保証に関する基準	7
領域3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	16
領域4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	21
領域5	学生の受入に関する基準	26
領域6	教育課程と学習成果に関する基準	29
	基準の判断 総括表	29
	文学部	30
	理学部	41
	生活環境学部	51
	人間文化総合科学研究科	62

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 奈良女子大学
 (2) 所在地 奈良県奈良市
 (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	文学部、理学部、生活環境学部
大学院課程	人間文化総合科学研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和2年5月1日現在）

学生数	学部2,094人（第3年次編入63人（外数））、大学院524人
教員数	専任教員数：207人、助手数：0人

2 大学等の目的

本学は、女子の最高教育機関として、広く知識を授けるとともに、専門の学術文化を教授、研究し、その能力を展開させるとともに、学術の理論及び応用を教授、研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。（奈良女子大学学則第14条）
 各学部、研究科の目的は以下のとおり。

【文学部】

文学部は、人間性への深い洞察に根ざした人文社会科学的な知をもって、人間及びそれを取り巻く世界にかかわる諸問題の研究を学際的・総合的に推進し、それらの研究成果をもとに高度な専門教育を行い、現代社会が直面する複雑な諸課題の解決に貢献できる人材を育成することを目的とする。（奈良女子大学文学部規程第1条の2）

【理学部】

理学部は、高いレベルの基礎科学の教育・研究活動を通じて、広い視野にもとづく問題発掘・問題解決能力を持ち、次世代の課題にリーダーシップを発揮することのできる教養豊かな女性を育成することを目的とする。（奈良女子大学理学部規程第1条の2）

【生活環境学部】

生活環境学部では、生活の根幹である衣・食・住や家族の環境など、生活を取り巻く様々な生活環境を教育研究の対象とし、生活に関わる諸問題を科学的に分析し、高度な教育・研究を進め、生活診断力や生活改善力に優れ、生活者の目で見えて社会をリードできる女性専門職業人を養成することを目的とする。（奈良女子大学生生活環境学部規程第1条の2）

【大学院人間文化総合科学研究科】

大学院人間文化総合科学研究科は、「学際性の推進」、「専門性の高度化」、「個性化の確立」、「国際感覚の涵養」を柱とし、豊かな人間性と高度な知性を備えた人材を養成することを目的とする。（奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科規程第1条の2）

3 特徴

奈良女子大学は昭和24年に発足して以来、「女子の最高教育機関として、広く知識を授けるとともに、専門の学術文化を教授、研究し、その能力を展開させるとともに、学術の理論及び応用を教授、研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること（奈良女子大学学則）」との目的を掲げ、平成12年以降は、次の4つの基本理念を掲げて教育・研究を進めてきた。

- 理念1 男女共同参画社会をリードする人材の育成
—女性有能力発現をはかり情報発信する大学へ—
- 理念2 教養教育、基礎教育の充実と専門教育の高度化
- 理念3 高度な基礎研究と学際研究の追究
- 理念4 開かれた大学
—国際交流の推進と地域・社会への貢献—

そして平成25年11月に公表された「国立大学改革プラン」及び「ミッションの再定義」を受けて、奈良女子大学は次の3つを自らの「強み」として認識した。

- ① 奈良という古都に立地し、日本文化を内側から深く洞察できるポジションにあること。
- ② 女子大学の中には国公立を合わせて三大学にしかない理学部を有し、「ボリューム」は小さいが「クオリティ」の高い研究、とりわけ「基礎物理学・分子科学・基礎生物学・高エネルギー物理学」における先端的研究を背景に、多年我が国の理系女性リーダーの養成拠点になってきたこと。
- ③ 生産の側からではなく、生活や消費の側から物事を捉える生活科学の伝統を有し、それに基づく「フロンティア教育」により、多くの優れた女性リーダーを養成してきたこと。

そこで以上の理念及び「強み」を踏まえ、奈良女子大学は、あらゆる分野における女性の活躍を推進する男女共同参画社会を実現するための、女性リーダーの育成拠点となることを目指し、以下のことを「戦略的な中期目標」として掲げ、物事を俯瞰する能力に優れた、教養深き専門家としての女性の養成を図る。

- ① 古都奈良に立地するという恵まれた環境を活かし、奈良（大和）に発生し、大和に育まれた日本文化の特徴と世界史的価値を再発見し、それを通じて、社会や文化を内面的に見つめる力を持ったローカルかつグローバル（グローカル）に活躍できる女性リーダーの育成を目指す。
- ② 「ミッションの再定義」において「強み」とされた「基礎物理学・分子科学・基礎生物学・高エネルギー物理学」を中心に、理工系諸分野の研究を進め、同時に理工系女性リーダー育成モデルを構築する。
- ③ 国立女子大学としての伝統と使命に基づき、生活や消費の側から物事を捉え研究する生活科学の発展に資し、地球温暖化をはじめ我々を取り巻く自然的、社会的環境が激変する中、その変化に対応するために、新たなライフスタイル創造の教育研究拠点を形成し、その担い手としての女性リーダーを育成する。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

: 「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	1-1-1-01 設置計画の概要（数物科学科及び化学生命環境学科）		
	1-1-1-02 設置計画の概要（心身健康学科及び情報衣環境学科）		
	1-1-1-03 設置計画の概要（人間文化研究科博士前期課程）		
	1-1-1-04 基本計画書（人間文化研究科生活工学共同専攻）		
	1-1-1-05 設置計画の概要（人間文化研究科博士前期課程）		
	1-1-1-06 名称変更の概要（人間文化研究科人文社会学専攻）		
	1-1-1-07 名称変更の概要（理学部化学生物環境学科）		
	1-1-1-08 基本計画書（人間文化総合科学研究科博士後期課程）		
	1-1-1-09 名称変更の概要（人間文化総合科学研究科）		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料 1-1-1-10 国立大学法人奈良女子大学と国立大学法人お茶の水女子大学の共同教育課程による区分制博士課程（生活工学共同専攻）の設置に関する協定書		
	1-1-1-11 奈良女子大学とお茶の水女子大学の生活工学共同専攻協議会規程		
1-1-1-12 奈良女子大学とお茶の水女子大学の生活工学共同専攻協議会令和元年度議事録			

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ様式1		
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2） 1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

[活動取組1-2-A] ・ 今後、さらに女性教員比率を向上させるとともに、女性教員の大学の政策・方針決定過程への参画推進を図るため、目標値を設定 ・ 女性教員上位職比率、女性教員管理職比率の向上促進を図る ・ 女性が活躍できる職場環境を実現するため、行動計画を策定 ・ これらにより、平成31年度の大学全体の女性教員比率は39.0%であり、これは全国の国立大学のうち第4位の水準（大学別女性教員比率の平均17.1%：2019年度国立大学協会調査）	1-2-A-01 女性教員の採用促進に関するアクションプラン		
	1-2-A-02 女性教員の大学の政策・方針決定過程への参画推進に関するアクションプラン		
	1-2-A-03 女性活躍推進法に基づく奈良女子大学行動計画（第1回）		
	1-2-A-04 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく奈良女子大学行動計画		
	1-2-A-05 本学の女性職員比率の現状		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・ 活動取組1-2-Aについて、本学では「男女共同参画社会をリードする人材の育成」の実現のため、平成29年度に「女性教員の大学の政策・方針決定過程への参画推進に関するアクションプラン」の策定及び「女性活躍推進法に基づく奈良女子大学行動計画」の改定を行った。前者のアクションプランでは「女性教員採用比率50%を目標とし、女性教員上位職比率と女性教員管理職比率の向上促進を図る」ことを、また後者の行動計画では、令和2年3月31日までの目標として「女性教員比率38%を達成し、女性管理職比率20%（女性教員管理職比率38%）を維持する」ことを目標として掲げており、さらに、令和2年4月1日に定めた「次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく奈良女子大学行動計画」において、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間の目標として「女性教員比率38%以上を維持し、女性管理職比率30%以上（女性教員管理職比率38%以上）を維持する」ことを目標として掲げている。

平成31年度の大学全体の女性教員比率は39.0%であり、これは全国の国立大学のうち第4位の水準（大学別女性教員比率の平均17.1%：2019年度国立大学協会調査）であり、高い女性比率で全国の女性研究者育成を牽引している。また、副学長として女性を積極的に登用する等の取組を継続した結果、女性教員管理職比率は平成30年度より3.8%増の53.8%、管理職に占める女性比率は42.3%となり、アクションプラン及び行動計画の目標値を上回った。なお、平成31年度の大学教員の新規採用者における女性教員採用比率については、6名のうち5名が女性であり、平成30年度の71.4%を超える83.3%となった。

【改善を要する事項】

基準1-3 教育研究活動を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1） 1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		

	・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人奈良女子大学学則	17条～18条	
	1-3-1-02 奈良女子大学研究院規程	2条	
	・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人奈良女子大学学則	17条～18条	再掲
	1-3-1-02 奈良女子大学研究院規程	4条～6条	再掲
	1-3-1-03 奈良女子大学の学部に置く学科長に関する規程		
	1-3-1-04 奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科に置く専攻長に関する規則		
	・責任者の氏名が分かる資料		
	1-3-1-05 役職員等名簿		
[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・教授会等の組織構成図、運営規定等		
	1-3-1-01 国立大学法人奈良女子大学学則	19条	再掲
	1-3-2-01 国立大学法人奈良女子大学教授会規程		
	1-3-2-02 奈良女子大学文学部教授会規則		
	1-3-2-03 奈良女子大学理学部教授会規則		
	1-3-2-04 奈良女子大学生生活環境学部教授会規則		
	1-3-2-05 奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科教授会規則		
	1-3-2-06 奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科代議員会規則		
[分析項目1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・組織構成図、運営規定等		
	1-3-3-01 奈良女子大学組織構成図		
	1-3-3-02 国立大学法人奈良女子大学教育研究評議会規程		
	1-3-3-03 国立大学法人奈良女子大学教育研究評議会規則		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目1-3-1] 教員は研究院のほかに、保健管理センター、国際交流センター、社会連携センター、理系女性教育開発共同機構、全学共通に各1名所属している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

: 「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人奈良女子大学の内部質保証に関する基本方針	2条	
	2-1-1-02 教育、施設・設備、学生支援、学生受入に関する内部質保証手順	2条	
	1-3-3-02 国立大学法人奈良女子大学教育研究評議会規程	3条	再掲
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人奈良女子大学の内部質保証に関する基本方針	2条	再掲
	2-1-1-02 教育、施設・設備、学生支援、学生受入に関する内部質保証手順	2条	再掲
	2-1-2-01 奈良女子大学文学部教育の内部質保証に関する基本方針	2条	
	2-1-2-02 奈良女子大学理学部教育の内部質保証に関する基本方針、実施体制と手順	2条	
	2-1-2-03 奈良女子大学生活環境学部における内部質保証に関する方針と体制	3条	
	2-1-2-04 生活環境学部各学科・コースにおける内部質保証の取組みの手続きについて		
	2-1-2-05 奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科における教育の内部質保証に関する基本方針	2条	
・ 評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの。）			
2-1-2-06 奈良女子大学大学院人間文化研究科お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科生活工学共同専攻自己評価書			
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		
	2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-02 教育、施設・設備、学生支援、学生受入に関する内部質保証手順	2条	再掲
	2-1-3-01 奈良女子大学施設整備計画室設置要項	5条	
	2-1-3-02 奈良女子大学学術情報センター運営委員会規則	2条	
2-1-3-03 奈良女子大学学生支援室設置要項	6条		

2-1-3-04 奈良女子大学学生特別支援室設置要項		
2-1-3-05 奈良女子大学国際交流センター規程	3条	
2-1-3-06 国立大学法人奈良女子大学ハラスメントの防止等に関する規程	9条	
2-1-3-07 奈良女子大学入学試験委員会規程	1条の2	
2-1-3-08 国立大学法人奈良女子大学理事及び副学長の職務分担について		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目 2-1-3]
2-1-3-07_奈良女子大学入学試験委員会規程は、令和2年5月29日に内部質保証の責任体制を明確にする改正を行ったため、改正後の規程を添付している。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、**根拠資料とともに簡条書き**で記述すること。

[活動取組 2-1-A] ・文学部人間科学科における学修を基礎とした幼稚園または小学校の教員養成プログラムとして、人間科学科に子ども教育専修プログラムを置いている。	2-1-A-01 奈良女子大学文学部規程	2条2項一号	
---	--------------------------------------	--------	--

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。
 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準 2-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 奈良女子大学文学部教育の内部質保証に関する基本方針		再掲
	2-1-2-02 奈良女子大学理学部教育の内部質保証に関する基本方針、実施体制と手順		再掲
	2-1-2-03 奈良女子大学生生活環境学部における内部質保証に関する方針と体制		再掲
	2-1-2-04 生活環境学部各学科・コースにおける内部質保証の取組みの手続きについて		再掲
[分析項目 2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断が行うことが定められていること	2-1-2-05 奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科における教育の内部質保証に関する基本方針		再掲
	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式 2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 奈良女子大学文学部教育の内部質保証に関する基本方針		再掲
	2-1-2-02 奈良女子大学理学部教育の内部質保証に関する基本方針、実施体制と手順		再掲

	2-1-2-03 奈良女子大学生生活環境学部における内部質保証に関する方針と体制		再掲
	2-1-2-04 生活環境学部各学科・コースにおける内部質保証の取組みの手続きについて		再掲
	2-1-2-05 奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科における教育の内部質保証に関する基本方針		再掲
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 教育、施設・設備、学生支援、学生受入に関する内部質保証手順		再掲
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人奈良女子大学の内部質保証に関する基本方針		再掲
	2-1-1-02 教育、施設・設備、学生支援、学生受入に関する内部質保証手順		再掲
	2-2-4-01 文学部授業評価アンケート実施要項		
	2-2-4-02 理学部授業評価アンケート実施要項		
	2-2-4-03 生活環境学部FD委員会「授業評価アンケート」実施に関する細則		
	2-2-4-04 人間文化総合科学研究科授業評価アンケート実施要項		
	2-2-4-05 学習の達成度・学生満足度調査実施要項		
	2-2-4-06 学習成果に関する調査実施要項		
	2-2-4-07 入試合格者（入学者）及び入学辞退者アンケート実施要項		
	2-2-4-08 外部のステークホルダーからの意見聴取について		
	2-2-4-09 アラムナイ・パートナーシップ制度について		
	[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）	
2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧			
・明文化された規定類			
2-1-2-01 奈良女子大学文学部教育の内部質保証に関する基本方針			再掲
2-1-2-02 奈良女子大学理学部教育の内部質保証に関する基本方針、実施体制と手順			再掲
2-1-2-03 奈良女子大学生生活環境学部における内部質保証に関する方針と体制			再掲
2-1-2-04 生活環境学部各学科・コースにおける内部質保証の取組みの手続きについて			再掲
2-1-2-05 奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科における教育の内部質保証に関する基本方針			再掲
2-1-3-01 奈良女子大学施設整備計画室設置要項			再掲

	2-1-3-02 奈良女子大学学術情報センター運営委員会規則		再掲
	2-1-3-03 奈良女子大学学生支援室設置要項		再掲
	2-1-3-04 奈良女子大学学生特別支援室設置要項		再掲
	2-1-3-05 奈良女子大学国際交流センター規程		再掲
	2-1-3-06 国立大学法人奈良女子大学ハラスメントの防止等に関する規程		再掲
	2-1-3-07 奈良女子大学入学試験委員会規程		再掲
[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 奈良女子大学文学部教育の内部質保証に関する基本方針		再掲
	2-1-2-02 奈良女子大学理学部教育の内部質保証に関する基本方針、実施体制と手順		再掲
	2-1-2-03 奈良女子大学生活環境学部における内部質保証に関する方針と体制		再掲
	2-1-2-04 生活環境学部各学科・コースにおける内部質保証の取組みの手続きについて		再掲
	2-1-2-05 奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科における教育の内部質保証に関する基本方針		再掲
	2-1-3-01 奈良女子大学施設整備計画室設置要項		再掲
	2-1-3-02 奈良女子大学学術情報センター運営委員会規則		再掲
	2-1-3-03 奈良女子大学学生支援室設置要項		再掲
	2-1-3-04 奈良女子大学学生特別支援室設置要項		再掲
	2-1-3-05 奈良女子大学国際交流センター規程		再掲
	2-1-3-06 国立大学法人奈良女子大学ハラスメントの防止等に関する規程		再掲
	2-1-3-07 奈良女子大学入学試験委員会規程		再掲
[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 教育、施設・設備、学生支援、学生受入に関する内部質保証手順		再掲
	2-1-2-01 奈良女子大学文学部教育の内部質保証に関する基本方針		再掲
	2-1-2-02 奈良女子大学理学部教育の内部質保証に関する基本方針、実施体制と手順		再掲
	2-1-2-03 奈良女子大学生活環境学部における内部質保証に関する方針と体制		再掲
	2-1-2-04 生活環境学部各学科・コースにおける内部質保証の取組みの手続きについて		再掲
	2-1-2-05 奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科における教育の内部質保証に関する基本方針		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・分析項目2-2-4について、授業評価アンケートを学期ごとに実施し、その結果を授業担当教員にフィードバックし、次年度の授業改善計画を立てるPDCA サイクルを形成している。FD 効果を高めるため、平成30年度以降の全学共通科目アンケートの結果に関する検証コメントを、科目の 카테고리毎に、教育計画室の関連する部門の部門員の協力を得て作成した。これにより、教育内容がより専門的な観点から点検できるようになり、その質の向上につながり、授業改善への効果も高まった。			
【改善を要する事項】			
基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1） 2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等 2-3-2-01 国立大学法人奈良女子大学学長調査戦略室設置要項 2-3-2-02 年次基礎データ集（令和元年度）（非公表）	非公表	
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等 2-3-3-01 化学コースカリキュラムアンケート調査結果報告書（非公表） ・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。	非公表	
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書 2-3-4-01 JABEE技術者教育プログラム認定審査結果報告書（生活環境学部住環境学科） 2-3-4-02 大学院人間文化研究科生活工学共同専攻外部評価報告書		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目2-4-1】 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・ 明文化された規定類		
	1-3-3-02 国立大学法人奈良女子大学教育研究評議会規程		再掲
	・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-01 第123回教育研究評議会記録（生活工学共同専攻設置）		
	2-4-1-02 第161回教育研究評議会記録（人間文化研究科博士後期課程改組）		
	2-4-1-03 第180回教育研究評議会記録（工学部及び生活環境学部文化情報学科設置）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目2-5-1】 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・ 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・ 明文化された規定類		

	2-5-1-01 国立大学法人奈良女子大学職員採用規程		
	2-5-1-02 国立大学法人奈良女子大学教員選考基準		
	2-5-1-03 奈良女子大学研究院人文科学系教員の選考に関する内規（非公表）	非公表	
	2-5-1-04 奈良女子大学研究院自然科学系教員の選考に関する内規（非公表）	非公表	
	2-5-1-05 奈良女子大学生生活環境科学系教員の選考基準（非公表）	非公表	
	・ 学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	・ 大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-06 教員人事報告書（非公表）	非公表	
	2-5-1-07 昇任人事報告書（非公表）	非公表	
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・ 教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・ 明文化された規定類		
	2-5-2-01 奈良女子大学教員の個人評価実施要項		
	2-5-2-02 国立大学法人奈良女子大学年俸制適用教員給与規程		
	2-5-2-03 国立大学法人奈良女子大学年俸制（年俸制導入促進費適用）教員給与規程		
	2-5-2-04 国立大学法人奈良女子大学期末手当・勤勉手当支給細則		
	2-5-2-05 奈良女子大学教員の個人評価実施要項（旧制度）		
	・ 教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-06 第Ⅲ期教員評価結果の概況（旧制度）（非公表）	非公表	
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・ 評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・ 反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-2-01 奈良女子大学教員の個人評価実施要項		再掲
	2-5-2-02 国立大学法人奈良女子大学年俸制適用教員給与規程		再掲
	2-5-2-03 国立大学法人奈良女子大学年俸制（年俸制導入促進費適用）教員給与規程		再掲
	2-5-2-04 国立大学法人奈良女子大学期末手当・勤勉手当支給細則		再掲
	2-5-2-05 奈良女子大学教員の個人評価実施要項（旧制度）		再掲
	2-5-3-01 教員の個人評価と処遇に関する基本方針（旧制度）		
	・ 教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		

	2-5-2-06 第三期教員評価結果の概況（旧制度）（非公表）	非公表	再掲
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4） 2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		
[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること	・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5） 2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧 ・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料 2-5-5-01 国立大学法人奈良女子大学事務組織規程 2-5-5-02 国立大学法人奈良女子大学事務分掌規則 ・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料 2-5-5-01 国立大学法人奈良女子大学事務組織規程 2-5-5-02 国立大学法人奈良女子大学事務分掌規則		再掲 再掲
[分析項目2-5-6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6） 2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧 ・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料 2-5-6-01 ティーチング・アシスタント（TA）マニュアル 2-5-6-02 化学コース学生実験ティーチング・アシスタントについて 2-5-6-03 生活環境学部TA、SAとして授業補助をしてくださる皆様へ		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-5-2] 平成20年度より教育・研究・社会貢献・管理運営の側面から自己点検評価に基づく教員評価を実施し、平成28年度には「教員の個人評価と処遇に関する基本方針」を制定し、教員が自己の活動を点検評価し、改善及び質の向上へ反映させる活動を行ってきた。令和2年度からは、さらなる評価に基づく質の向上のため、評価結果を直接処遇に反映させる新たな評価制度を全教員に導入し、併せて新年俸制を導入し、新規採用教員は全て年俸制とした。令和4年度からは全教員に年俸制を適用予定である。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組2-5-A] 理学部化学生命環境学科生物科学コースでは研究活動報告集を4年ごとに発行し、研究教育実績等の取りまとめを行っている。全教員の研究テーマ、研究業績（原著論文、総説、著書等、学会発表等）や外部資金獲得状況、その他教育研究活動をまとめ公開することにより、学科・コースとしてのみならず各教員の教育研究力向上を図っている。	2-5-A-01 奈良女子大学・理学部化学生命環境学科・生物科学コース研究活動報告書		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】

・分析項目2-5-2について、平成20年度より教育・研究・社会貢献・管理運営の側面から自己点検評価に基づく教員評価を実施し、教員の自発的な活動を促進してきた。平成28年度には「教員の個人評価と処遇に関する基本方針」を制定し、教員が自己の活動を点検評価し、所属長の評価により、評価結果を昇給区分の決定及び成績優秀者の候補者選考の参考資料としてきた。令和2年度からは、さらなる評価に基づく質の向上のため、改正された「奈良女子大学教員の個人評価実施要項」に基づき教員の個人評価を厳格に実施し、毎年実施する年度評価結果は業績年俸に、3年毎に実施する複数年評価結果は基本年俸に反映する新たな評価制度を全教員に導入した。また、併せて新年俸制を導入し、新規採用教員は全て年俸制とするとともに、令和4年度からは全教員に新年俸制を適用予定である。

【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表 3-1-1-01 平成31年度財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 3-1-1-02 令和元年度監事の監査報告書		
	3-1-1-03 令和元年度会計監査人の監査報告書		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2） 3-1-2 予算・決算の状況（過去5年間分）		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。） 3-2-1-01 国立大学法人奈良女子大学役員会規程		
	3-2-1-02 国立大学法人奈良女子大学経営協議会規程		
	1-3-3-02 国立大学法人奈良女子大学教育研究評議会規程		再掲

	1-3-3-03 国立大学法人奈良女子大学教育研究評議会規則		再掲
	1-3-3-01 奈良女子大学組織構成図		再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿		
	1-3-1-05 役職員等名簿		再掲
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧、危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-6教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1） 3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類 2-5-5-01 国立大学法人奈良女子大学事務組織規程		再掲
	2-5-5-02 国立大学法人奈良女子大学事務分掌規則		再掲
	・事務組織の組織図 3-3-1-01 運営体制図		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。
 ■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） 3-4-1 教職協働の状況		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。
 ■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・分析項目3-4-2について、全学的なSD活動としては、新任教職員を対象に、奈良女子大学の教育理念や取組の現状などを理解し、奈良女子大学の職員として職務に係る倫理を涵養し、コンプライアンスを重視した行動規範を体得することを目的に新任職員研修を実施している。また、毎年ハラスメント防止に関する研修と情報セキュリティに関する研修を役員含め全教職員対象に実施している。さらに、事務職員に対しての取組としては、「国立大学法人奈良女子大学職員の人材育成基本方針」に示す職員の人材育成に関する基本的な考え方にに基づき、職員として必要な能力を習得させるため、研修計画を作成し、階層別研修及び目的別研修、自己啓発支援等を実施している。その他、業務に応じた研修を実施している。

【改善を要する事項】

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・監事に関する規定		

	3-5-1-01 国立大学法人奈良女子大学監事監査規程		
	3-5-1-02 国立大学法人奈良女子大学監事監査実施細則		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-1-1-02 令和元年度監事の監査報告書		再掲
	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 監査計画書（非公表）	非公表	
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
	3-1-1-03 令和元年度会計監査人の監査報告書		再掲
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	3-5-3-01 奈良女子大学監査戦略室規程		
	3-5-3-02 内部監査フロー図		
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-03 国立大学法人奈良女子大学内部監査規程		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-04 令和元年度内部監査報告書（非公表）	非公表	
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 令和元年度学長・理事と監事との意見交換会開催実績（非公表）	非公表	
	3-5-4-02 令和元年度三者協議会開催状況（非公表）	非公表	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ様式1		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） 4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
	・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料 4-1-3-01 耐震性能マップ		
	4-1-3-02 老朽化対応状況一覧		
	4-1-3-03 バリアフリーマップ、バリアフリー対策プラン		
	4-1-3-04 キャンパスマスタープラン2017	第2編第2章	
	・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料 4-1-3-05 外灯&防犯カメラ配置図（非公表）	非公表	
	4-1-3-06 電気錠設置一覧（非公表）	非公表	
	4-1-3-07 職員証等の入退館管理システムの登録手続について（学内専用Webサイト）（非公表）	非公表	
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-01 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

[分析項目 4-1-2]
 教育実習を含めた本学の教員養成課程全般の企画・運営をする組織として、教育計画室教員養成カリキュラム部門を設置し、大学教員・附属学校教員・大学職員が協働して教育実習計画を立案している。平成31年度の教育実習生のべ149名のうち、本学の附属学校での受入はのべ137名であり、約92%を占めている。また、平成31年度より中高免許取得希望者については、原則附属中等教育学校で受け入れた。

[分析項目 4-1-6]
 留学生交流室は、交換留学生及び日本語・日本文化研修留学生が学生控室として自由に利用できるようにしており、自主学習等で利用している。また、留学ルームは、学術情報センター内に配置されており、無線LANによりPC、タブレット等の利用も可能であるため、留学生への日本語教育や日本人学生が授業外課題として英語のオンライン・マンツーマンレッスンを個別に受講する際や国際交流センター主催の英語/日本語サマープログラムの実施に利用されている。国際空間CotoQueは、English Free Talk や留学体験報告、教員・日本人学生・外国人留学生が企画した異文化・多言語による国際交流イベントを実施して学内の国際化に寄与しており、イベントのない時も、外国語ニュースや多言語で日本映画の上映、留学生生活の映像が流れる中で、自由に学生が交流できる空間となっている。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】
 ・分析項目 4-1-6 について、英語による教育の充実を図るために、キャンパスにおける国際交流活動の拠点として、2019年3月に「奈良女子大学国際空間 CotoQue（ことく）」を創設し、学内における国際化を促進した。常に国際的なものに触れられる場所というコンセプトのもと、海外のニュースを常に流したり、外国語のフリートークや文化体験、留学経験者の体験報告等のイベントを実施するなど、多くの学生が参加している。日本人学生と留学生が定期的に交流する場となっており、日本人学生が留学に目を向けるきっかけを与える場所としても機能している。
 また、学術情報センターにラーニングcommonsを整備し、学生の主体的な学修とともに授業や講習会等で利用している。授業や講演会など、申請のあったものだけでも平成28年度から平成31年度までで、3,000回15,000人以上の利用があった。

【改善を要する事項】

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目 4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式 4-2-1）			
	4-2-1 相談・助言体制等一覧			
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料			
	4-2-1-01 奈良女子大学保健管理センター規程			
	4-2-1-02 奈良女子大学学生相談室規則			
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）			
	2-1-3-06 国立大学法人奈良女子大学ハラスメントの防止等に関する規程			再掲
	4-2-1-03 奈良女子大学ハラスメントの防止等のためのガイドライン			
4-2-1-04 ストップ・ザ・ハラスメント（本学Webサイト）				
4-2-1-05 STOP! theキャンパス・ハラスメント相談の手引き				
・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料				

	4-2-1-06 学生生活に悩んだときに（本学Webサイト）		
	4-2-1-07 学生生活の悩み・相談（Campus Life 2020）		
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料		
	4-2-1-08 学生相談室利用状況		
	4-2-1-09 保健管理センター利用状況		
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）		
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3）		
	4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
	4-2-3-01 新入留学生オリエンテーション		
	4-2-3-02 外国人留学生ガイドブック		
	4-2-3-03 国際交流会館入居時の注意事項		
	4-2-3-04 学生寄宿舍入居者心得		
	4-2-3-05 在学中の相談窓口・英語版（本学Webサイト）		
	4-2-3-06 留学生に対する支援体制等・英語版（本学Webサイト）		
	4-2-3-07 日常生活・英語版（本学Webサイト）		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4）		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01 入学料免除・授業料免除（本学Webサイト）		
	4-2-5-02 日本学生支援機構奨学金・その他の奨学金（本学Webサイト）		
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-03 日本学生支援機構奨学金利用実績		
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-04 学内奨学金利用実績		
	4-2-5-05 奈良女子大学広部奨学金管理運用規程		
	4-2-5-06 奈良女子大学廣岡奨学金規程		

4-2-5-07 奈良女子大学育児奨学金規程		
4-2-5-08 奈良女子大学なでしこ基金修学支援特定基金規程		
4-2-5-09 奈良女子大学外国人特待留学生受入要項		
4-2-5-10 奈良女子大学国際特別奨学金規程		
4-2-5-11 奈良女子大学なでしこ基金外国人留学生奨学金支給要項		
4-2-5-12 奈良女子大学なでしこ基金派遣留学奨学金支給要項		
4-2-5-13 2020年度森佳子留学生支援奨学金募集要項		
・ 入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
4-2-5-14 奈良女子大学入学料免除及び徴収猶予に関する取扱規程		
4-2-5-15 奈良女子大学入学料免除及び徴収猶予選考基準		
4-2-5-16 奈良女子大学授業料等免除及び徴収猶予規程		
4-2-5-17 奈良女子大学授業料免除及び徴収猶予選考基準		
4-2-5-18 奈良女子大学ダブルディグリー・プログラムに基づく外国人留学生受入要項		
・ 学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
4-2-5-19 国立大学法人奈良女子大学における授業料その他の費用を定める規程		
4-2-5-20 国立大学法人奈良女子大学国際交流会館規程		
4-2-5-21 学生寄宿舎利用状況		
・ 上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		
4-2-5-22 奈良女子大学なでしこ基金交換留学生等渡日旅費及び帰国旅費支給要項		
4-2-5-23 令和2年度奈良女子大学国際学術交流奨励事業(学生の国際学会等での発表) 募集要項		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

【活動取組4-2-A】

① 本学独自の子育て支援システム（ならっこネット、ならっこイベント）の運用
 ② 学業と育児や介護との調和に関する相談等に応じるとともに、子育て中の留学生等へ育児情報を提供。また、妊娠・出産・介護に関する「ミニ講座」も年に複数回開催し、ワークライフバランスに関する情報提供を実施
 ③ 大学院生の研究視野拡大のために、産学協働イノベーション人材育成協議会（C-ENGINE）と連携した「研究インターンシップ事業」を推進するとともに、企業との交流会、自己分析セミナー、キャリア相談等を実施し、大学院生（及びポストドクター）のキャリア形成を支援
 ④ 「奈良女子大学育児奨学金制度」及び「奈良女子大学ポストドクター育児支援金制度」を運用

4-2-A-01 奈良女子大学ワークライフバランス支援相談室規程		
4-2-A-02 奈良女子大学子育て支援システム規程		
4-2-A-03 子育て支援システム（ならっこネット・ならっこイベント）概要		
4-2-A-04 奈良女子大学育児奨学金規程		
4-2-A-05 奈良女子大学ポストドクター育児支援金規程		
4-2-A-06 奈良女子大学託児支援室使用規程		

4-2-A-07 国立大学法人奈良女子大学教育研究支援員取扱要項

4-2-A-08 「育児奨学金」「ポストドクター育児支援金」制度利用実績

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・活動取組4-2-Aについて、ポストドクターと博士課程学生のキャリア形成支援のために多様な体制を整備するとともに、奈良女子大学独自の子育て支援システム「ならっこネット」及び「ならっこイベント」を運用している。「ならっこネット」では、土日や早朝・夜間を含む子供の預かり・送迎のサポート、「ならっこイベント」では、学会や講演会などでの託児を行っている。また、その利用料金の一部を「奈良女子大学育児奨学金」及び「奈良女子大学ポストドクター育児支援金」として大学が支援している。育児中の大学院生やポストドクター、子連れで来日している留学生などが利用し、大きな経済的支援となっている。平成23年度に採択された文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ポストドクター・キャリア開発事業（ポストドクター・インターンシップ推進事業）」では、平成28年度の事後評価で、ポストドクターと博士後期課程学生を対象に積極的に女性人材育成を行っていることが評価され、S評価（所期の計画を超えた取組が行われている）を受けた。

・分析項目4-2-5について、自己収入の増加を図るため、平成26年6月に「なでしこ基金」を創設し、平成28年度に「古本募金」を開始するとともに、税額控除対象となる修学支援特定基金を設立した。また、平成30年度には、令和元年5月の創設百十周年に向け、なでしこ基金に新たに「創設百十周年記念事業特定基金」を設立して募金活動を実施した。本特定基金は、令和元年5月末まで募集期間を設定し、学生が勉学や研究に集中できる環境を充実するため、学生寄宿舍の整備及び、百十周年記念行事の事業費とした。このなでしこ基金創設百十周年記念事業特定基金及び目的積立金を財源とした学生寄宿舍の整備については、住環境学を専攻する学生の参加も得て基本計画設計を策定し、立て替えに着手した。

・分析項目4-2-5について、なでしこ基金を活用して以下のとおり多様な学生支援を行っている。

1. 多様な学生交流の機会を提供するとともに、海外協定校からの交換留学生等を戦略的に受け入れるため、「奈良女子大学なでしこ基金交換留学生等渡日旅費及び帰国旅費支給要項」に基づき、渡日旅費及び帰国旅費の支援を行うなど、受入留学生に経済的支援を行っている。
2. 「奈良女子大学なでしこ基金派遣留学奨学金支給要項」に基づき、平成28年度から交換留学生16名に奨学金を支援した。
3. 平成31年度に、本学なでしこ基金（修学支援事業）を活用して、経済的理由によって授業料の納付が困難である大学院博士後期課程在学者で、学業優秀と認められる者に対して学資を給付する「なでしこ基金修学支援奨学金」を創設し、平成31年度には、前後期各4名に奨学金を授与した。
4. 6年一貫教育プログラム選択者のうち、各学部10名以内の優秀な学生に対し、なでしこ基金の学生支援事業として、検定料・入学金相当額を給付する「大学院プログラム特別奨学制度」を整備している。

・分析項目4-2-5について、大学院正規学生の国際的な学術研究活動を奨励し、奈良女子大学の研究の国際発信力を高めるため、国際学会発表における必要経費の一部（航空運賃等の旅費）を支給する「奈良女子大学国際学術奨励事業（学生の国際学会等での発表）」を実施している。各年度3回の募集を行い、2016年度以降のべ19名に支援を行った。

【改善を要する事項】

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

：「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・ 学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 奈良女子大学のアドミッション・ポリシー		
	5-1-1-02 文学部の入学者受け入れの方針		
	5-1-1-03 理学部の入学者受け入れの方針		
	5-1-1-04 生活環境学部の入学者受け入れの方針		
	5-1-1-05 大学院人間文化総合科学研究科の入学者受け入れの方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目5-1-1] 5-1-1-02～05入学者受け入れの方針は、令和2年6月から7月の各教授会等で入学者選抜の基本方針を明確にする改定を行ったため、改定後の方針を添付している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-01 面接実施時の留意事項（非公表）	非公表	
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	2-1-3-07 奈良女子大学入学試験委員会規程		再掲

	5-2-1-02 奈良女子大学文学部入学試験委員会内規（非公表）	非公表	
	5-2-1-03 奈良女子大学文学部アドミッション・オフィス入学試験委員会内規（非公表）	非公表	
	5-2-1-04 奈良女子大学理学部入試企画委員会規則（非公表）	非公表	
	5-2-1-05 奈良女子大学生活環境学部入試企画室内規（非公表）	非公表	
	5-2-1-06 大学院博士前期課程入学試験実施体制（非公表）	非公表	
	5-2-1-07 大学院博士後期課程入学試験実施体制（非公表）	非公表	
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-08 入学者選抜個別学力検査監督要領（非公表）	非公表	
	5-2-1-09 入学者選抜要項		
	・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
	5-2-1-10 令和4（2022）年度奈良女子大学入学者選抜（令和3（2021）年度実施）の実施教科・科目について		
[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・ 学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	2-1-3-07 奈良女子大学入学試験委員会規程		再掲
	・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	5-2-2-01 第35回アドミッションセンター会議記録（非公表）	非公表	
	5-2-2-02 高大連携特別教育プログラムに基づく特別選抜の在り方の検討（非公表）	非公表	
	5-2-2-03 第13回アドミッションセンター会議記録（非公表）	非公表	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料とともに簡条書き で記述すること。			
[活動取組5-2-A] ・ 学力判定に偏ってきた従来の入学者選抜を学問研究に必要な感性、主体性、学力等を総合的に判定するため、2021年度選抜試験より、学問研究に必要な感性、主体性、探究心、学力等を判定材料とした、総合型選抜探究力入試「Q」を全学で導入する。	5-2-A-01 総合型選抜探究力入試「Q」選抜概要（本学Webサイト）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・ 活動取組5-2-Aについて、学力判定に偏ってきた従来の入学者選抜を学問研究に必要な感性、主体性、学力等を総合的に判定するため、2021年度選抜試験より、学問研究に必要な感性、主体性、探究心、学力等を判定材料とした、総合型選抜 探究力入試「Q」を全学で導入する。総合型選抜探究力入試「Q」は、全学部の全ての選抜単位で導入されることになり、それぞれの学問分野で必要とされる人材像にあわせて、感性、主体性、学力、探究心などを総合的に判定できる選抜方法を各選抜単位で取り入れることとした。2018年度には、2021年度入学者を対象に実施される総合型選抜探究力入試「Q」におけるレポートや、実技、面接等の配点などの一次選考、二次選考の選抜方法の詳細を検討し、Webページ等で公表した。			

【改善を要する事項】			
基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式2		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
	5-3-1-01 入学試験委員会記録（非公表）	非公表	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>[分析項目5-3-1] 大学院課程について、研究科全体の入学定員充足率は89.1%であり入学定員を大幅には下回ってはいないが、以下の専攻においては実入学者数が入学定員の0.7倍を下回るまたは1.3倍を上回っており、根拠資料5-3-1-01のとおり検証を行っている。</p> <p>【0.7倍を下回っている専攻】 （博士前期課程）人文社会学専攻、言語文化学専攻 （博士後期課程）人文科学専攻、生活環境科学専攻、自然科学専攻</p> <p>【1.3倍を上回っている専攻】 （博士前期課程）住環境学専攻</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

領域6 基準の判断 総括表

奈良女子大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	文学部	満たしている								
02	理学部	満たしている								
03	生活環境学部	満たしている								
04	人間文化総合科学研究科	満たしている								

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (01)文学部の学位授与の方針		
	6-1-1-02 (01)文学部人文社会学科の学位授与の方針		
	6-1-1-03 (01)文学部言語文化学科の学位授与の方針		
	6-1-1-04 (01)文学部人間科学科の学位授与の方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (01)文学部の教育課程編成の方針		
	6-2-1-02 (01)文学部人文社会学科の教育課程編成の方針		
	6-2-1-03 (01)文学部言語文化学科の教育課程編成の方針		
	6-2-1-04 (01)文学部人間科学科の教育課程編成の方針		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		

	6-1-1-01 (01)文学部の学位授与の方針		再掲
	6-1-1-02 (01)文学部人文社会学科の学位授与の方針		再掲
	6-1-1-03 (01)文学部言語文化学科の学位授与の方針		再掲
	6-1-1-04 (01)文学部人間科学科の学位授与の方針		再掲
	6-2-1-01 (01)文学部の教育課程編成の方針		再掲
	6-2-1-02 (01)文学部人文社会学科の教育課程編成の方針		再掲
	6-2-1-03 (01)文学部言語文化学科の教育課程編成の方針		再掲
	6-2-1-04 (01)文学部人間科学科の教育課程編成の方針		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組6-2-A] ・入学時から大学院への進学を視野に入れて計画的な学習ができる教育プログラムとして6年一貫教育プログラムを導入し、プログラム生に選抜された学生が学士課程において大学院科目を先行履修できる制度を創設した。	6-2-A-01 (01)奈良女子大学文学部・大学院人間文化総合科学研究科（博士前期課程）6年一貫教育プログラム要綱		
	6-2-A-02 (00)奈良女子大学学部学生の大学院授業科目の履修に関する取扱要項		
[活動取組6-2-B] ・文学部人間科学科における学修を基礎とした幼稚園または小学校の教員養成プログラムとして、子ども教育専修プログラムを設けている。このプログラムは、未来の学校教育現場を主体的かつ創造的にリードしていく人物の育成を目的とし、これからの社会を担っていく人間、特に子どもへの関心を強く持ち、人間の存在と形成に関わる学問分野、すなわち教育学・人間学分野および心理学分野の学修を通して、人間あるいは教育とはどのようなものであるのかについて広くかつ深く学びながら、教職の高度な専門性を身につけるものである。	6-2-B-01 (01)奈良女子大学文学部規程	5条2項、7項	
	6-2-B-02 (01)子ども教育専修プログラム3ポリシー		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-2-Aについて、入学時から大学院への進学を視野に入れて計画的な学習ができる教育プログラムとして6年一貫教育プログラムを導入し、プログラム生に選抜された学生が学士課程において大学院科目を先行履修できる制度を創設した。さらにプログラム生専用の科目として、長期的な展望をもって自らの学修を設計する科目「特別研究」（必修2単位）を開設した。「特別研究」では、留学や海外インターンシップなども単位として認められる。また、先行履修制度では、プログラム生以外でも一定の基準を満たせば大学院科目の先行履修が可能となるように工夫した。令和元年度に選抜されたプログラム生は10名、先行履修が認められたのは5名であった。			
【改善を要する事項】			
基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲

[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (01)文学部カリキュラムマップ（人文社会学科）		
	6-3-1-02 (01)文学部カリキュラムマップ（言語文化学科）		
	6-3-1-03 (01)文学部カリキュラムマップ（人間科学科）		
	6-3-1-04 (01)文学部履修モデル（専門教育ガイド）		
	6-3-1-05 (00)全学教育ガイド抜粋		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
6-3-1-06 (01)奈良女子大学文学部規程	別表		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (01)文学部シラバス（2020年度前期）.xlsx		
	6-3-2-02 (01)文学部シラバス（2020年度後期）.xlsx		
	6-3-2-03 (00)全学共通科目シラバス（2020年度前期）.xlsx		
	6-3-2-04 (00)全学共通科目シラバス（2020年度後期）.xlsx		
・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-01 国立大学法人奈良女子大学学則	82～84条	再掲
	6-3-1-06 (01)奈良女子大学文学部規程	9～11条	再掲
	6-3-3-01 (01)文学部編入学生の単位認定の基本方針について		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料			
[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			

	・シラバス		
	6-3-2-01 (01)文学部シラバス (2020年度前期) .xlsx		再掲
	6-3-2-02 (01)文学部シラバス (2020年度後期) .xlsx		再掲
	6-3-2-03 (00)全学共通科目シラバス (2020年度前期) .xlsx		再掲
	6-3-2-04 (00)全学共通科目シラバス (2020年度後期) .xlsx		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-4-4] 主要と認める科目は、令和2年度開講科目について計算している。人間科学科子ども教育専修プログラムは令和元年設置で2年次まで進行しているところであり、附属学校園の教員等が担当している科目が多くなっているために専任の教授・准教授の担当割合がやや低くなっているが、来年度以降、年次進行に伴って専任の担当数が増える予定である。また、すべての科目について専任の教授・准教授が責任をもって実施している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】			
基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1 (01)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2 (01)学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3 (01)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-01 (00)インターンシップ受け入れ先一覧		
	6-5-3-02 (01)文化メディア学インターンシップ受講者数		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4 (01)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-01 (01)文学部第3年次編入生チューター制度申し合わせ		
	6-5-4-02 (01)文学部3年次編入生チューター実績		
	6-5-4-03 (00)外国人留学生チューター配置状況		
	6-5-4-04 (00)チューターガイダンス資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 6-5-4-05 (00)英語による開講科目一覧		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 6-5-4-06 (00)修学上の困難を抱える学生のために (CAMPUS LIFE)	P. 56~57	
	6-5-4-07 (00)障害学生支援実績		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		

	6-5-4-07 (00)障害学生支援実績		再掲
	4-2-1-08 学生相談室利用状況		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【活動取組6-5-A】 ・博士前期課程人文社会学専攻、言語文化学専攻、人間科学専攻に入学した学生に対し、修了時に成果が期待できる優れた研究を支援することを目的として、文学部予算により「まほろばMC学生奨励研究制度」を創設した。	6-5-A-01 (01)令和2年度まほろばMC学生奨励研究募集要項		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・分析項目6-5-2について、新入生が戸惑いや不安を抱きやすい最初の履修登録に向けて、平成28年度から毎年度「新入生履修支援ポータルガイド」を実施している。4月の授業開始日から3日間、昼休みと放課後に、学生の動線に沿った場所にブースを設け、上級生相談員による新入生の履修関係を始めとする各種の相談を受け付けている。全学で概ね新入生全体の20～30%程度が相談に訪れている。 ・分析項目6-5-4について、渡日直後もしくは入学直後の諸手続きをはじめとする生活面のサポートや履修登録等の学習面のサポートを行うチューター制度を設けている。全学で毎年、留学生のべ60名以上にチューターを配置し、事後に留学生チューターの成果と課題について検討するため、チューター報告会を実施し改善につなげている。また、国際交流センターでは、留学生を対象とした見学・体験行事のほか、日本人学生による「日本語ボランティア」を募集して、留学生の日本語学習を支援している。 ・活動取組6-5-Aについて、博士前期課程人文社会学専攻、言語文化学専攻、人間科学専攻に入学した学生に対し、修了時に成果が期待できる優れた研究を支援することを目的として、文学部予算により「まほろばMC学生奨励研究制度」を創設した。学生本人から提出された申請書をもとに一人10万円の「奨励研究経費」を支給。平成26年度～令和元年度までに計29名の研究を支援した。奨励学生は文学部の大学院進学説明会で奨励研究の成果を報告し、学部生にとってロールモデルの役割も果たしている。			
【改善を要する事項】			
基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 6-6-1-01 (00)奈良女子大学成績評価に関する規程		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-6-2-01 (00)成績評価基準（全学教育ガイド）	P. 28～30	
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 6-6-3-01 (01)成績評価分布（非公表） ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02 (01)令和元年度第9回文学部教務委員会議事録	非公表	

	6-6-3-03 (00)教育計画室会議(178)記録		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-3-04 (00)奈良女子大学GPA制度に関する実施要項		
	6-6-2-01 (00)成績評価基準(全学教育ガイド)	P. 28~30	再掲
	6-6-3-05 (00)(GPAを含む)成績指標を踏まえた個別指導のための全学的指針		
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
【分析項目6-6-4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)成績確認期間(全学教育ガイド)	P. 30	
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02 (00)成績評価に関する申立ての件数等資料(非公表)	非公表	
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-7-1】 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-1-06 (01)奈良女子大学文学部規程	17条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-01 国立大学法人奈良女子大学学則	87条	再掲
	1-3-2-01 国立大学法人奈良女子大学教授会規程	3条	再掲

<p>[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 		
<p>[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 <p>6-7-3-01 (01)文学部卒業要件（本学Webサイト）</p> <p>6-7-3-02 (01)文学部卒業要件（CAMPUS LIFE）</p> <p>6-7-3-03 (00)単位と卒業要件（全学教育ガイド）</p>	<p>P.175~177</p> <p>P.3~5</p>	
<p>[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教授会等での審議状況等の資料 <p>6-7-4-01 (01)文学部教授会記録（卒論審査員選出）（非公表）</p> <p>6-7-4-02 (01)文学部教授会記録（卒業判定）（非公表）</p> <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 	<p>非公表</p> <p>非公表</p>	
<p>[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること</p>			
<p>分析項目</p>	<p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） <p>6-8-1 (01)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率</p>		

	・ 資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (01) 司書教諭資格取得状況		
	6-8-1-02 (01) 教員免許取得状況		
	6-8-1-03 (01) 学芸員資格取得状況		
	・ 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-04 (01) 受賞学生一覧		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・ 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 (01) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
	・ 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (01) 卒業後の状況調査票		
	・ 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (01) 卒業生の活躍（新聞記事）（非公表）	非公表	
	6-8-2-03 (01) 卒業生の活躍（本学広報誌Today）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・ 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00) 学生満足度調査報告書		
	6-8-3-02 (01) パートナー・アラムナイの意見聴取結果（非公表）	非公表	
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・ 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00) 在学中の学業の成果に関する奈良女子大学卒業生・修了生への調査結果		
	6-8-4-02 (00) 卒業後5年目における学習成果に関する調査結果		
	6-8-4-03 (00) 卒業生の振り返り調査結果（30周年同窓会）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・ 就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (01) H27法人評価文学部就職先アンケート		
	6-8-5-02 (01) H27法人評価文学部上司アンケート（自由記述）		
	6-8-5-03 (00) 奈良女子大学の学生教育の成果に関する調査結果（上司対象）		
	6-8-5-04 (00) 卒業生・修了生の就職先への学習成果に関する調査結果		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (02) 理学部の学位授与の方針		
	6-1-1-02 (02) 理学部数物科学科の学位授与の方針		
	6-1-1-03 (02) 理学部化学生物環境学科の学位授与の方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (02) 理学部の教育課程編成の方針		
	6-2-1-02 (02) 理学部数物科学科の教育課程編成の方針		
	6-2-1-03 (02) 理学部化学生物環境学科の教育課程編成の方針		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (02) 理学部の学位授与の方針		再掲
	6-1-1-02 (02) 理学部数物科学科の学位授与の方針		再掲

6-1-1-03 (02)理学部化学生物環境学科の学位授与の方針		再掲
6-2-1-01 (02)理学部の教育課程編成の方針		再掲
6-2-1-02 (02)理学部数物科学科の教育課程編成の方針		再掲
6-2-1-03 (02)理学部化学生物環境学科の教育課程編成の方針		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

<p>[活動取組6-2-A] ・入学時から大学院への進学を視野に入れて計画的な学習ができる教育プログラムとして6年一貫教育プログラムを導入し、プログラム生に選抜された学生が学士課程において大学院科目を先行履修できる制度を創設した。</p>	6-2-A-01 (02)奈良女子大学理学部・大学院人間文化総合科学研究科(博士前期課程)6年一貫教育プログラム要綱		
	6-2-A-02 (02)奈良女子大学理学部・大学院人間文化総合科学研究科(博士前期課程)編入生大学院進学支援プログラム要綱		
	6-2-A-03 (02)奈良女子大学理学部・大学院人間文化研究科(博士前期課程)先行履修教育プログラム要綱		
	6-2-A-02 (00)奈良女子大学学部学生の大学院授業科目の履修に関する取扱要項		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・活動取組6-2-Aについて、入学時から大学院への進学を視野に入れて計画的な学習ができる教育プログラムとして6年一貫教育プログラムを導入し、プログラム生に選抜された学生が学士課程において大学院科目を先行履修できる制度を創設した。6年一貫教育プログラムでは、短期・長期の海外留学やインターンシップ、長期にわたるリサーチなどが修了単位として認められるなど、自由度の高い学修を設計することを可能とした。また、先行履修制度では、プログラム生以外でも一定の基準を満たせば大学院科目の先行履修が可能となるように工夫した。令和元年度に選抜されたプログラム生は34名、先行履修が認められたのは68名であった。

【改善を要する事項】

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること</p>	・体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)		
	6-3-1-01 (02)理学部カリキュラムマップ(数物科学科数学コース)		
	6-3-1-02 (02)理学部カリキュラムマップ(数物科学科物理学コース)		
	6-3-1-03 (02)理学部カリキュラムマップ(数物科学科数物連携コース)		
	6-3-1-04 (02)理学部カリキュラムマップ(化学生物環境学科化学コース)		
	6-3-1-05 (02)理学部カリキュラムマップ(化学生物環境学科生物コース)		
	6-3-1-06 (02)理学部カリキュラムマップ(化学生物環境学科環境コース)		

	6-3-1-07 (02)理学部履修モデル(専門教育ガイド)	P.99~184	
	6-3-1-05 (00)全学教育ガイド抜粋		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)		
	6-3-1-08 (02)奈良女子大学理学部規程	別表	
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (02)理学部シラバス(2020年度前期).xlsx		
	6-3-2-02 (02)理学部シラバス(2020年度後期).xlsx		
	6-3-2-03 (00)全学共通科目シラバス(2020年度前期).xlsx		
	6-3-2-04 (00)全学共通科目シラバス(2020年度後期).xlsx		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-01 国立大学法人奈良女子大学学則	82~84条	再掲
	6-3-1-08 (02)奈良女子大学理学部規程	8~10条	再掲
	6-3-3-01 (02)他の大学又は短期大学における授業科目の履修等に基づく単位認定に関する内規		
	6-3-3-02 (02)入学前の既修得単位等の認定に関する内規		
	6-3-3-03 (02)理学部編入学生の単位認定の方針(申し合わせ)		
[分析項目6-3-4] 大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等)		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

	6-3-2-02 (02)理学部シラバス (2020年度後期) .xlsx		再掲
	6-3-2-03 (00)全学共通科目シラバス (2020年度前期) .xlsx		再掲
	6-3-2-04 (00)全学共通科目シラバス (2020年度後期) .xlsx		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲

[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (02)履修指導の実施状況		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
	6-5-2 (02)学習相談の実施状況		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (02)学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (02)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）		
	6-5-3-01 (00)インターンシップ受け入れ先一覧		
	6-5-3-02 (02)理学部インターンシップ実施状況		
	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (02)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-03 (00)外国人留学生チューター配置状況		
	6-5-4-04 (00)チューターガイダンス資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-05 (00)英語による開講科目一覧		
・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料			
6-5-4-06 (00)修学上の困難を抱える学生のために（CAMPUS LIFE）	P. 56~57		
6-5-4-07 (00)障害学生支援実績			
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-07 (00)障害学生支援実績		再掲	
4-2-1-08 学生相談室利用状況		再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
<p>・分析項目6-5-2について、新入生が戸惑いや不安を抱きやすい最初の履修登録に向けて、平成28年度から毎年度「新入生履修支援ポータルガイド」を実施している。4月の授業開始日から3日間、昼休みと放課後に、学生の動線に沿った場所にブースを設け、上級生相談員による新入生の履修関係を始めとする各種の相談を受け付けている。全学で概ね新入生全体の20~30%程度が相談に訪れている。</p> <p>・分析項目6-5-4について、渡日直後もしくは入学直後の諸手続きをはじめとする生活面のサポートや履修登録等の学習面のサポートを行うチューター制度を設けている。全学で毎年、留学生のべ60名以上にチューターを配置し、事後に留学生チューターの成果と課題について検討するため、チューター報告会を実施し改善につなげている。また、国際交流センターでは、留学生を対象とした見学・体験行事のほか、日本人学生による「日本語ボランティア」を募集して、留学生の日本語学習を支援している。</p>			
【改善を要する事項】			
基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 6-6-1-01 (00)奈良女子大学成績評価に関する規程		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-6-2-01 (00)成績評価基準（全学教育ガイド）	P. 28~30	
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 6-6-3-01 (02)成績評価分布（非公表）	非公表	
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02 (02)令和元年度理学部教育計画研修会実施記録		
	6-6-3-03 (00)教育計画室会議（178）記録		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-3-04 (00)奈良女子大学GPA制度に関する実施要項		
	6-6-2-01 (00)成績評価基準（全学教育ガイド）	P. 28~30	再掲
	6-6-3-05 (00)（GPAを含む）成績指標を踏まえた個別指導のための全学的指針		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01 (00)成績確認期間（全学教育ガイド）	P. 30	
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		

		6-6-4-02 (00)成績評価に関する申立ての件数等資料(非公表)	非公表	
		・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
	分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
	[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
		6-3-1-08 (02)奈良女子大学理学部規程	17条	再掲
		・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
		1-3-1-01 国立大学法人奈良女子大学学則	87条	再掲
	[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること	1-3-2-01 国立大学法人奈良女子大学教授会規程	3条	再掲
		・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
		6-7-3-01 (02)理学部卒業要件(本学Webサイト)		
		6-7-3-02 (02)理学部卒業要件(CAMPUS LIFE)	P.197~198	
		6-7-3-03 (00)単位と卒業要件(全学教育ガイド)	P.3~5	
	[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
		6-7-4-01 (02)理学部教授会記録(卒業判定)(非公表)	非公表	
		〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		

	<専門職学位課程を除く大学院課程の分析> ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	<専門職学位課程を除く大学院課程の分析> ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1 (02) 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (02) 教員免許取得状況		
	6-8-1-02 (02) その他の資格取得状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-03 (02) 受賞学生一覧		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 (02) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (02) 卒業後の状況調査票		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
6-8-2-02 (02) 卒業生の活躍（新聞記事等）（非公表）	非公表		

	6-8-2-03 (02)卒業生の活躍 (本学広報誌Today)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (02)化学コースカリキュラムアンケート調査結果報告書(非公表)	非公表	
	6-8-3-01 (00)学生満足度調査報告書		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)在学中の学業の成果に関する奈良女子大学卒業生・修了生への調査結果		
	6-8-4-02 (00)卒業後5年目における学習成果に関する調査結果		
	6-8-4-03 (00)卒業生の振り返り調査結果(30周年同窓会)		
	6-8-3-01 (02)化学コースカリキュラムアンケート調査結果報告書(非公表)	非公表	再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-03 (00)奈良女子大学の学生教育の成果に関する調査結果(上司対象)		
	6-8-5-04 (00)卒業生・修了生の就職先への学習成果に関する調査結果		
	6-8-5-01 (02)「専門職論」ゲストスピーカーへの意見照会結果		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (03)生活環境学部の学位授与の方針		
	6-1-1-02 (03)生活環境学部食物栄養学科の学位授与の方針		
	6-1-1-03 (03)生活環境学部心身健康学科の学位授与の方針		
	6-1-1-04 (03)生活環境学部情報衣環境学科の学位授与の方針		
	6-1-1-05 (03)生活環境学部住環境学科の学位授与の方針		
	6-1-1-06 (03)生活環境学部生活文化学科の学位授与の方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (03)生活環境学部の教育課程編成の方針		
	6-2-1-02 (03)生活環境学部食物栄養学科の教育課程編成の方針		
	6-2-1-03 (03)生活環境学部心身健康学科の教育課程編成の方針		

	6-2-1-04 (03)生活環境学部情報衣環境学科の教育課程編成の方針		
	6-2-1-05 (03)生活環境学部住環境学科の教育課程編成の方針		
	6-2-1-06 (03)生活環境学部生活文化学科の教育課程編成の方針		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (03)生活環境学部の学位授与の方針		再掲
	6-1-1-02 (03)生活環境学部食物栄養学科の学位授与の方針		再掲
	6-1-1-03 (03)生活環境学部心身健康学科の学位授与の方針		再掲
	6-1-1-04 (03)生活環境学部情報衣環境学科の学位授与の方針		再掲
	6-1-1-05 (03)生活環境学部住環境学科の学位授与の方針		再掲
	6-1-1-06 (03)生活環境学部生活文化学科の学位授与の方針		再掲
	6-2-1-01 (03)生活環境学部の教育課程編成の方針		再掲
	6-2-1-02 (03)生活環境学部食物栄養学科の教育課程編成の方針		再掲
	6-2-1-03 (03)生活環境学部心身健康学科の教育課程編成の方針		再掲
	6-2-1-04 (03)生活環境学部情報衣環境学科の教育課程編成の方針		再掲
	6-2-1-05 (03)生活環境学部住環境学科の教育課程編成の方針		再掲
	6-2-1-06 (03)生活環境学部生活文化学科の教育課程編成の方針		再掲
	【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
[活動取組6-2-A] ・入学時から大学院への進学を視野に入れて計画的な学習ができる教育プログラムとして6年一貫教育プログラムを導入し、プログラム生に選抜された学生が学士課程において大学院科目を先行履修できる制度を創設した。	6-2-A-01 (03)奈良女子大学生活環境学部・大学院人間文化総合科学研究科(博士前期課程)6年一貫教育プログラム要綱		
	6-2-A-02 (00)奈良女子大学学部学生の大学院授業科目の履修に関する取扱要項		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-2-Aについて、入学時から大学院への進学を視野に入れて計画的な学習ができる教育プログラムとして6年一貫教育プログラムを導入し、プログラム生に選抜された学生が学士課程において大学院科目を先行履修できる制度を創設した。6年一貫教育プログラムでは、短期・長期の海外留学やインターンシップ、長期にわたるリサーチなどが修了単位として認められるなど、自由度の高い学修を設計することを可能とした。また、先行履修制度では、プログラム生以外でも一定の基準を満たせば大学院科目の先行履修が可能となるように工夫した。令和元年度に選抜されたプログラム生は19名、先行履修が認められたのは3名であった。			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (03)生活環境学部カリキュラムマップ（食物栄養学科）		
	6-3-1-02 (03)生活環境学部カリキュラムマップ（心身健康学科・生活健康学コース）		
	6-3-1-03 (03)生活環境学部カリキュラムマップ（心身健康学科・スポーツ健康科学コース）		
	6-3-1-04 (03)生活環境学部カリキュラムマップ（心身健康学科・臨床心理学コース）		
	6-3-1-05 (03)生活環境学部カリキュラムマップ（情報衣環境学科・衣環境学コース）		
	6-3-1-06 (03)生活環境学部カリキュラムマップ（情報衣環境学科・生活情報通信科学コース）		
	6-3-1-07 (03)生活環境学部カリキュラムマップ（住環境学科）		
	6-3-1-08 (03)生活環境学部カリキュラムマップ（生活文化学科）		
	6-3-1-09 (03)生活環境学部履修モデル（専門教育ガイド）	p. 225～234	
	6-3-1-05 (00)全学教育ガイド抜粋		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-10 (03)奈良女子大学生生活環境学部規程	別表	
	・分野別第三者評価の結果		
	2-3-4-01 JABEE技術者教育プログラム認定審査結果報告書（生活環境学部住環境学科）		再掲
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (03)生活環境学部シラバス（2020年度前期）.xlsx		
	6-3-2-02 (03)生活環境学部シラバス（2020年度後期）.xlsx		
	6-3-2-03 (00)全学共通科目シラバス（2020年度前期）.xlsx		
	6-3-2-04 (00)全学共通科目シラバス（2020年度後期）.xlsx		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-01 国立大学法人奈良女子大学学則	82～84条	再掲
	6-3-1-10 (03)奈良女子大学生生活環境学部規程	9～11条	再掲
	6-3-3-01 (03)他の大学又は短期大学における授業科目の履修等に基づく単位認定に関する内規		

	6-3-3-02 (03)入学前の既修得単位等の認定に関する内規		
	6-3-3-03 (03)生活環境学部第3年次編入学生の既修得単位の認定に関する内規		
<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること</p>	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)学年暦		
<p>[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること</p>	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)学年暦		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (03)生活環境学部シラバス(2020年度前期).xlsx		再掲

	6-3-2-02 (03)生活環境学部シラバス (2020年度後期) .xlsx		再掲
	6-3-2-03 (00)全学共通科目シラバス (2020年度前期) .xlsx		再掲
	6-3-2-04 (00)全学共通科目シラバス (2020年度後期) .xlsx		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-3-2-01 (03)生活環境学部シラバス (2020年度前期) .xlsx		再掲
	6-3-2-02 (03)生活環境学部シラバス (2020年度後期) .xlsx		再掲
	6-3-2-03 (00)全学共通科目シラバス (2020年度前期) .xlsx		再掲
	6-3-2-04 (00)全学共通科目シラバス (2020年度後期) .xlsx		再掲
	6-4-3-01 (00)全学教育ガイド		
	6-3-1-05 (00)全学教育ガイド抜粋		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 (03)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (03)生活環境学部シラバス (2020年度前期) .xlsx		再掲
	6-3-2-02 (03)生活環境学部シラバス (2020年度後期) .xlsx		再掲
	6-3-2-03 (00)全学共通科目シラバス (2020年度前期) .xlsx		再掲
	6-3-2-04 (00)全学共通科目シラバス (2020年度後期) .xlsx		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		

[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1 (03)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2 (03)学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3 (03)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-01 (00)インターンシップ受け入れ先一覧		
	6-5-3-02 (03)インターンシップ科目単位取得状況		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4 (03)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-03 (00)外国人留学生チューター配置状況		
	6-5-4-04 (00)チューターガイダンス資料		

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 6-5-4-05 (00)英語による開講科目一覧		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 6-5-4-06 (00)修学上の困難を抱える学生のために (CAMPUS LIFE)	P. 56~57	
	6-5-4-07 (00)障害学生支援実績		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料 6-5-4-07 (00)障害学生支援実績		再掲
	4-2-1-08 学生相談室利用状況		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・分析項目6-5-2について、新入生が戸惑いや不安を抱きやすい最初の履修登録に向けて、平成28年度から毎年度「新入生履修支援ポータルガイド」を実施している。4月の授業開始日から3日間、昼休みと放課後に、学生の動線に沿った場所にブースを設け、上級生相談員による新入生の履修関係を始めとする各種の相談を受け付けている。全学で概ね新入生全体の20~30%程度が相談に訪れている。 ・分析項目6-5-4について、渡日直後もしくは入学直後の諸手続きをはじめとする生活面のサポートや履修登録等の学習面のサポートを行うチューター制度を設けている。全学で毎年、留学生のべ60名以上にチューターを配置し、事後に留学生チューターの成果と課題について検討するため、チューター報告会を実施し改善につなげている。また、国際交流センターでは、留学生を対象とした見学・体験行事のほか、日本人学生による「日本語ボランティア」を募集して、留学生の日本語学習を支援している。			
【改善を要する事項】			
基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 6-6-1-01 (00)奈良女子大学成績評価に関する規程		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-6-2-01 (00)成績評価基準 (全学教育ガイド)	P. 28~30	

[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (03) 成績評価分布 (非公表)	非公表	
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (03) 成績評価分布の確認状況		
	6-6-3-03 (00) 教育計画室会議 (178) 記録		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-3-04 (00) 奈良女子大学GPA制度に関する実施要項		
	6-6-2-01 (00) 成績評価基準 (全学教育ガイド)	P. 28~30	再掲
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	6-6-3-05 (00) (GPAを含む) 成績指標を踏まえた個別指導のための全学的指針		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00) 成績確認期間 (全学教育ガイド)	P. 30	
【特記事項】	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02 (00) 成績評価に関する申立ての件数等資料 (非公表)	非公表	
・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件 (以下「卒業 (修了) 要	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定		

件」という。)を組織的に策定していること	6-3-1-10 (03)奈良女子大学生生活環境学部規程	17条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-01 国立大学法人奈良女子大学学則	87条	再掲
	1-3-2-01 国立大学法人奈良女子大学教授会規程	3条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (03)生活環境学部卒業要件(本学Webサイト)		
	6-7-3-02 (03)生活環境学部卒業要件(CAMPUS LIFE)	P.219~220	
	6-7-3-03 (00)単位と卒業要件(全学教育ガイド)	P.3~5	
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (03)生活環境学部教授会記録(卒業判定)(非公表)	非公表	
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉		
	・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉		
	・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1_03標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01_03教員免許取得状況		
	6-8-1-02_03その他の資格取得状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2_03就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	6-8-2-01_03卒業後の状況調査票		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
	6-8-2-02_03卒業生の活躍(新聞記事等)(非公表)	非公表	
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01_00学生満足度調査報告書		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01_00在学中の学業の成果に関する奈良女子大学卒業生・修了生への調査結果		
	6-8-4-02_00卒業後5年目における学習成果に関する調査結果		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-03_00奈良女子大学の学生教育の成果に関する調査結果(上司対象)		
	6-8-5-04_00卒業生・修了生の就職先への学習成果に関する調査結果		
	6-8-5-05_03専門職論ゲストスピーカーへの意見照会結果		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・分析項目6-8-1のとおり、管理栄養士養成課程である食物栄養学科について、受験者全員が管理栄養士国家試験に合格している。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (04)大学院人間文化総合科学研究科の学位授与の方針		
	6-1-1-02 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程人文社会学専攻の学位授与の方針		
	6-1-1-03 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程言語文化学専攻の学位授与の方針		
	6-1-1-04 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程人間科学専攻の学位授与の方針		
	6-1-1-05 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程食物栄養学専攻の学位授与の方針		
	6-1-1-06 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程心身健康学専攻の学位授与の方針		
	6-1-1-07 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程情報衣環境学専攻の学位授与の方針		
	6-1-1-08 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程生活工学共同専攻の学位授与の方針		
	6-1-1-09 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程住環境学専攻の学位授与の方針		
	6-1-1-10 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程生活文化学専攻の学位授与の方針		
	6-1-1-11 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程数物科学専攻の学位授与の方針		
	6-1-1-12 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程化学生物環境学専攻の学位授与の方針		
	6-1-1-13 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士後期課程人文科学専攻の学位授与の方針		
	6-1-1-14 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士後期課程自然科学専攻の学位授与の方針		
	6-1-1-15 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士後期課程生活環境科学専攻の学位授与の方針		
6-1-1-16 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士後期課程生活工学共同専攻の学位授与の方針			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 6-2-1-01 (04)大学院人間文化総合科学研究科の教育課程編成の方針		
	6-2-1-02 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程人文社会学専攻の教育課程編成の方針		
	6-2-1-03 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程言語文化学専攻の教育課程編成の方針		
	6-2-1-04 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程人間科学専攻の教育課程編成の方針		
	6-2-1-05 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程食物栄養学専攻の教育課程編成の方針		
	6-2-1-06 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程心身健康学専攻の教育課程編成の方針		
	6-2-1-07 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程情報環境学専攻の教育課程編成の方針		
	6-2-1-08 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程生活工学共同専攻の教育課程編成の方針		
	6-2-1-09 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程住環境学専攻の教育課程編成の方針		
	6-2-1-10 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程生活文化学専攻の教育課程編成の方針		
	6-2-1-11 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程数物科学専攻の教育課程編成の方針		
	6-2-1-12 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程化学生物環境学専攻の教育課程編成の方針		
	6-2-1-13 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士後期課程人文科学専攻の教育課程編成の方針		
	6-2-1-14 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士後期課程自然科学専攻の教育課程編成の方針		
	6-2-1-15 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士後期課程生活環境科学専攻の教育課程編成の方針		

	6-2-1-16 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士後期課程生活工学共同専攻の教育課程編成の方針	
<p>[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること</p>	<p>・公表された教育課程方針及び学位授与方針</p>	
	6-1-1-01 (04)大学院人間文化総合科学研究科の学位授与の方針	再掲
	6-1-1-02 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程人文社会学専攻の学位授与の方針	再掲
	6-1-1-03 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程言語文化学専攻の学位授与の方針	再掲
	6-1-1-04 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程人間科学専攻の学位授与の方針	再掲
	6-1-1-05 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程食物栄養学専攻の学位授与の方針	再掲
	6-1-1-06 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程心身健康学専攻の学位授与の方針	再掲
	6-1-1-07 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程情報衣環境学専攻の学位授与の方針	再掲
	6-1-1-08 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程生活工学共同専攻の学位授与の方針	再掲
	6-1-1-09 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程住環境学専攻の学位授与の方針	再掲
	6-1-1-10 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程生活文化学専攻の学位授与の方針	再掲
	6-1-1-11 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程数物科学専攻の学位授与の方針	再掲
	6-1-1-12 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程化学生物環境学専攻の学位授与の方針	再掲
	6-1-1-13 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士後期課程人文科学専攻の学位授与の方針	再掲
	6-1-1-14 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士後期課程自然科学専攻の学位授与の方針	再掲
	6-1-1-15 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士後期課程生活環境科学専攻の学位授与の方針	再掲
	6-1-1-16 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士後期課程生活工学共同専攻の学位授与の方針	再掲
	6-2-1-01 (04)大学院人間文化総合科学研究科の教育課程編成の方針	再掲
	6-2-1-02 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程人文社会学専攻の教育課程編成の方針	再掲
	6-2-1-03 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程言語文化学専攻の教育課程編成の方針	再掲
	6-2-1-04 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程人間科学専攻の教育課程編成の方針	再掲
	6-2-1-05 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程食物栄養学専攻の教育課程編成の方針	再掲
	6-2-1-06 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程心身健康学専攻の教育課程編成の方針	再掲
	6-2-1-07 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程情報衣環境学専攻の教育課程編成の方針	再掲

6-2-1-08 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程生活工学共同専攻の教育課程編成の方針		再掲
6-2-1-09 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程住環境学専攻の教育課程編成の方針		再掲
6-2-1-10 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程生活文化学専攻の教育課程編成の方針		再掲
6-2-1-11 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程数物科学専攻の教育課程編成の方針		再掲
6-2-1-12 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程化学生物環境学専攻の教育課程編成の方針		再掲
6-2-1-13 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士後期課程人文科学専攻の教育課程編成の方針		再掲
6-2-1-14 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士後期課程自然科学専攻の教育課程編成の方針		再掲
6-2-1-15 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士後期課程生活環境科学専攻の教育課程編成の方針		再掲
6-2-1-16 (04)大学院人間文化総合科学研究科博士後期課程生活工学共同専攻の教育課程編成の方針		再掲

【特記事項】

- ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。
- ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (04)ナンバリング（大学院履修案内）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02 (04)奈良女子大学人間文化総合科学研究科規程（CAMPUS LIFE）	別表	

	6-3-1-03 (04)奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科(博士前期課程)履修案内	全体	
	6-3-1-04 (04)奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科(博士後期課程)履修案内	全体	
	6-3-1-05 (04)大学院人間文化総合科学研究科シラバス(2020年度前期).xlsx		
	6-3-1-06 (04)大学院人間文化総合科学研究科シラバス(2020年度後期).xlsx		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-1-05 (04)大学院人間文化総合科学研究科シラバス(2020年度前期).xlsx		再掲
	6-3-1-06 (04)大学院人間文化総合科学研究科シラバス(2020年度後期).xlsx		再掲
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-01 国立大学法人奈良女子大学学則	107条	再掲
	6-3-3-01 (04)奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科規程	10~12条	
	6-3-3-02 (04)奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科再チャレンジ型女性研究者支援制度に関する取扱要項	7条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等)		
	6-3-4-01 (04)研究指導の基本方針		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-01 (04)研究指導の基本方針		再掲
	6-3-4-02 (04)研究指導計画書		
	6-3-4-03 (04)学位取得に関する現況報告書		
	6-3-4-04 (04)研究指導計画書依頼文書		
	6-3-4-05 (04)現況報告書依頼文書		
	6-3-4-06 (04)人間文化研究科代議員会記録(抜粋)		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-07 (04)奈良女子大学国際術交流奨励事業(学生の国際学会等での発表)募集要項		
	6-3-4-08 (04)博士キャリア開発支援制度(DCD支援制度)の利用について		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-09 (04)研究指導委託状況について		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		

	6-3-4-10 (04) 研究倫理教育の実施について		
	6-3-4-11 (04) 研究倫理教育eラーニングの受講方法について		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-12 (04) TA・RA採用者数		
	2-5-6-01 ティーチング・アシスタント(TA)マニュアル		再掲
[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) ※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00) 学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00) 学年暦 ・シラバス 6-3-1-05 (04) 大学院人間文化総合科学研究科シラバス(2020年度前期).xlsx 6-3-1-06 (04) 大学院人間文化総合科学研究科シラバス(2020年度後期).xlsx		再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-1-05 (04) 大学院人間文化総合科学研究科シラバス(2020年度前期).xlsx 6-3-1-06 (04) 大学院人間文化総合科学研究科シラバス(2020年度後期).xlsx		再掲 再掲

<p>[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p>	<p>・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）</p> <p>6-4-4 (04)教育上主要と認める授業科目</p> <p>・シラバス</p> <p>6-3-1-05 (04)大学院人間文化総合科学研究科シラバス（2020年度前期）.xlsx</p> <p>6-3-1-06 (04)大学院人間文化総合科学研究科シラバス（2020年度後期）.xlsx</p>		
<p>[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること</p>	<p>・CAP制に関する規定</p>		
<p>[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p>	<p>・大学院学則</p> <p>1-3-1-01 国立大学法人奈良女子大学学則</p> <p>6-4-6-01 (04)教育方法の特例措置について（人間文化総合科学研究科（博士前期課程）学生募集要項）</p>	108条	再掲
<p>[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p>	<p>・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p>	<p>・連携協力校との連携状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>	<p>・実施している配慮が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p> <p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p> <p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p> <p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目6-4-2] 集中講義については、本学の教員が担当できない領域において、他大学等から講師を招へいして講義等を行うものであり、短期間に集中的に行うことで学生の学習能力を拡充していくものである。授業期間が15週の授業と同等以上の課題（レポート等）が課せられるなど、学生が予習及び復習に充てる時間は通常期間の授業と同等以上であり、教育の質は担保されている。不定期開講の科目の多くはキャリア科目であるが、通常の授業に支障のない期間に設定して集中して実施されており、通常期間に行う授業と同等の教育の質が担保されている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			

【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (04)履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (04)学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (04)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）		
	6-5-3-01 (00)インターンシップ受け入れ先一覧 6-5-3-02 (04)インターンシップ科目単位取得状況		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (04)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-03 (00)外国人留学生チューター配置状況		
	6-5-4-04 (00)チューターガイダンス資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-05 (00)英語による開講科目一覧		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-06 (00)修学上の困難を抱える学生のために (CAMPUS LIFE)	P. 56~57	
	6-5-4-07 (00)障害学生支援実績		
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			

	6-5-4-07 (00)障害学生支援実績		再掲
	4-2-1-08 学生相談室利用状況		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
<p>[活動取組6-5-A]</p> <p>①本学独自の子育て支援システム（ならっこネット、ならっこイベント）の運用 ②学業と育児や介護との調和に関する相談等に応じるとともに、子育て中の留学生等へ育児情報を提供。また、妊娠・出産・介護に関する「ミニ講座」も年に複数回開催し、ワークライフバランスに関する情報提供を実施。 ③大学院生の研究視野拡大のために、産学協働イノベーション人材育成協議会（C-ENGINE）と連携した「研究インターンシップ事業」を推進するとともに、企業との交流会、自己分析セミナー、キャリア相談等を実施し、大学院生（及びポストドクター）のキャリア形成を支援。</p>	<p>6-5-A-01 (04)奈良女子大学子育て支援システム規程</p> <p>6-5-A-02 (04)子育て支援システム（ならっこネット・ならっこイベント）概要</p> <p>6-5-A-03 (04)男女共同参画推進機構パンフレット</p>		
<p>[活動取組6-5-B]</p> <p>・博士後期課程においてはゲッティンゲン大学（ドイツ）との間で（2010年～）、博士前期課程においてはハノイ大学（ベトナム）、ルーヴェン大学（ベルギー）との間で（2013年～）、学生の派遣・受け入れを行うダブルディグリー・プログラムを展開してきたが、2019年11月には新たに南京大学（中国）と協定を結んだ。また、大学全体として交流協定のほかに部局間協定にも積極的に取り組んでおり、2016年以降に研究科との部局間学生交流協定を結んだ大学・機関としては、東呉大学人文社会学院（台湾）、台湾大学文学院（台湾）、朝陽科技大学設計学院（台湾）、アイルランガ大学熱帯病研究所（インドネシア）、アイルランガ大学人文学部（インドネシア）、ハノイ理工大学応用数学情報学部（ベトナム）、ベトナム高等数学研究所（ベトナム）、タマサート大学理工学部（タイ）などがある。</p>	<p>6-5-B-01 (04)奈良女子大学ダブルディグリー・プログラムに基づく外国人留学生受入要項</p>		
<p>[活動取組6-5-C]</p> <p>・博士前期課程では、京都大学大学院や奈良先端科学技術大学院大学などとのあいだで学生交流協定（単位互換協定）を結んでおり、学生のより広い学修の機会を提供している。2016年度から2019年度まで、毎年平均11名の学生を他の大学院に派遣し、平均1名の学生を他大学院から受け入れている。</p>	<p>6-5-C-01 (04)単位互換実施状況</p>		
<p>[活動取組6-5-D]</p> <p>・有職者だけでなく育児・介護者なども含めて、標準修業年限で修了することが困難な入学者・在学生に対して長期履修制度を導入しており、年度によって変動はあるものの、博士前期課程では4～7名、博士後期課程では2～3名がこの制度を利用している。</p>	<p>6-5-D-01 (04)長期履修学生制度（本学Webサイト）</p> <p>6-5-D-02 (04)長期履修学生制度実績</p>		
<p>[活動取組6-5-E]</p> <p>・2019年度入学者から、「再チャレンジ型女性研究者支援制度」を設けてリカレント教育を推進している。本支援制度は、本学あるいは他大学の大学院博士後期課程に最低1年間在学し、ライフイベント等（結婚、出産、子育て、親族の介護・死亡、就職・転職、病気等）で退学したものを対象とし、入学料免除、入学前既修得単位の認定を行い、もって課程博士号の取得を促進しようとするものである（生活工学共同専攻は除く）。</p>	<p>6-5-E-01 (04)再チャレンジ型女性研究者支援制度（本学Webサイト）</p>		

<p>[活動取組6-5-F] ・2020年度入学者から「博士前期課程修了者博士号取得支援制度」を導入し、本学大学院博士前期課程又は修士課程を修了後1年以上の社会経験を経た者を対象として入学料不徴収とすることで、本学博士後期課程入学と博士号取得を支援する制度を整えた。</p>	<p>6-5-F-01 (04)博士前期課程修了者博士号取得支援制度 (本学Webサイト)</p>		
<p>[活動取組6-5-G] ・2016年度から大学として産学協働イノベーション人材育成協議会(C-ENGINE)に参加して組織的なインターンシップの取り組みを行っている。有力大学とグローバル企業(2019年12月現在、17大学37企業)がコンソーシアムを形成し、学生は自分の研究に合ったインターンシップ先を幅広い企業群から選択できる。2016年度は初年度ということもあり参加は3名にとどまったが、2017年度、2018年度はともに9名参加、2019年度は学内で企業11社とのマッチング交流会を実施し(6月)、研究インターンシップ参加者(すべて前期課程1回生)は12名となり、理系の大学院入学者の10%を超えた。研究インターンシップに参加した学生の感想は満足度の高いものが多く、指導教員のアンケート結果では「学生への良い影響があった」という評価が大多数を占めている。これらから、大学院生への教育効果が高いことが窺われる。</p>	<p>6-5-G-01 (04)C-ENGINE「研究インターンシップ」等参加状況 6-5-G-02 (04)研究インターンシップに関する調査(教員対象)(平成29年度、平成30年度)</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・分析項目6-5-4について、渡日直後もしくは入学直後の諸手続きをはじめとする生活面のサポートや履修登録等の学習面のサポートを行うチューター制度を設けている。全学で毎年、留学生のべ60名以上にチューターを配置し、事後に留学生チューターの成果と課題について検討するため、チューター報告会を実施し改善につなげている。また、国際交流センターでは、留学生を対象とした見学・体験行事のほか、日本人学生による「日本語ボランティア」を募集して、留学生の日本語学習を支援している。</p> <p>・活動取組6-5-Aについて、ポストドクターと博士課程学生のキャリア形成支援のために多様な体制を整備するとともに、奈良女子大学独自の子育て支援システム「ならっこネット」及び「ならっこイベント」を運用している。「ならっこネット」では、土日や早朝・夜間を含む子供の預かり・送迎のサポート、「ならっこイベント」では、学会や講演会などでの託児を行っている。また、その利用料金の一部を「奈良女子大学育児奨学金」及び「奈良女子大学ポストドクター育児支援金」として大学が支援している。育児中の大学院生やポストドクター、子連れで来日している留学生などが利用し、大きな経済的支援となっている。</p> <p>・活動取組6-5-Eについて、2019年度入試から導入した「再チャレンジ型女性研究者支援制度」は、結婚、出産、子育て、親族の介護、就職・転職、病気等々、様々なライフイベントにより大学院博士後期課程を退学した者に対し、入学料を免除し、入学前の既修得単位を上限10単位まで認定するというものである。本学に限らず、他大学の博士後期課程退学者もその対象としており、女性の学位への再チャレンジを支援する取組となっている。導入初年度には2名を採択し、2020年度入試では1名を採択した。</p> <p>・活動取組6-5-Fについて、2020年度入学者から「博士前期課程修了者博士号取得支援制度」を導入し、本学大学院博士前期課程又は修士課程を修了後1年以上の社会経験を経た者を対象として入学料不徴収とすることで、本学博士後期課程入学と博士号取得を支援する制度を整え、2020年度には1名の入学者に適用した。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること</p>			
<p>分析項目</p>	<p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること</p>	<p>・成績評価基準 6-6-1-01 (00)奈良女子大学成績評価に関する規程</p>		

	6-6-1-01 (04)成績評価基準 (人間文化総合科学研究科 (博士前期課程) 履修案内)	p. 4	
	6-6-1-02 (04)成績評価基準 (人間文化総合科学研究科 (博士後期課程) 履修案内)		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-1-01 (04)成績評価基準 (人間文化総合科学研究科 (博士前期課程) 履修案内)	p. 4	再掲
	6-6-1-02 (04)成績評価基準 (人間文化総合科学研究科 (博士後期課程) 履修案内)		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (04)成績評価分布 (非公表)	非公表	
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (00)教育計画室会議 (178) 記録		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-3-04 (00)奈良女子大学GPA制度に関する実施要項		
	6-6-1-01 (04)成績評価基準 (人間文化総合科学研究科 (博士前期課程) 履修案内)	p. 4	再掲
	6-6-1-02 (04)成績評価基準 (人間文化総合科学研究科 (博士後期課程) 履修案内)		再掲
	6-6-3-05 (00) (GPAを含む) 成績指標を踏まえた個別指導のための全学的指針		
	6-6-3-02 (04)大学院人間文化研究科運営委員会議事要録 (抜粋)		
	・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (04)成績確認期間のお知らせ (博士後期課程学生配布資料)		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02 (00)成績評価に関する申立ての件数等資料 (非公表)	非公表	
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (04)奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科規程	17, 18条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-01 国立大学法人奈良女子大学学則	97~98, 101~102, 111条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01 (04)博士学位取得基準(博士論文執筆要領抜粋)		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	6-7-2-02 (04)奈良女子大学学位規程	7, 8条	
	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-2-01 (04)博士学位取得基準(博士論文執筆要領抜粋)		再掲
	6-7-3-01 (04)博士前期課程修了要件(本学Webサイト)		
	6-7-3-02 (04)博士後期課程修了要件(本学Webサイト)		
	6-7-3-03 (04)博士課程修了要件(CAMPUS LIFE)	P. 246~247	
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	6-7-3-04 (04)大学院履修案内(博士前期課程)		
	6-7-3-05 (04)大学院履修案内(博士後期課程)		
	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (04)文学系分科会記録 R1修了判定(非公表)	非公表	
	6-7-4-02 (04)理学系分科会記録 R1修了判定(非公表)	非公表	
	6-7-4-03 (04)生活環境学系分科会記録 R1修了判定(非公表)	非公表	
	6-7-4-04 (04)代議員会記録 R1博士学位判定(非公表)	非公表	
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
6-7-2-01 (04)博士学位取得基準(博士論文執筆要領抜粋)		再掲	
〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料			

	6-7-4-05 (04)奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科の課程博士の学位授与に係る審査手続等について (申合せ)		
	6-7-4-06 (04)文学系分科会記録 審査委員会設置 (抄)		
	6-7-4-07 (04)理学系分科会記録 審査委員会設置		
	6-7-4-08 (04)生活環境学系分科会記録 審査委員会設置		
	6-7-4-09 (04)代議員会記録 審査委員会		
	6-7-2-02 (04)奈良女子大学学位規程	7,8条	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-10 (04)学位 (博士) 取得状況		
【分析項目6-7-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1 (04)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率 ・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01 (04)教員免許取得状況 6-8-1-02 (04)その他の資格取得状況 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-03 (04)受賞学生一覧		

<p>[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p>	<p>・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2 (04) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況</p> <p>・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01 (04) 卒業後の状況調査票</p> <p>・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-02 (04) 修了生の活躍（新聞記事）（非公表） 6-8-2-03 (04) 修了生の活躍（本学広報誌Today）</p>	<p>非公表</p>	
<p>[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01 (04) 大学院化学専攻カリキュラムアンケート調査結果報告書（非公表） 6-8-3-01 (00) 学生満足度調査報告書</p>	<p>非公表</p>	
<p>[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01 (00) 在学中の学業の成果に関する奈良女子大学卒業生・修了生への調査結果 6-8-4-02 (00) 卒業後5年目における学習成果に関する調査結果</p>		
<p>[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-03 (00) 奈良女子大学の学生教育の成果に関する調査結果（上司対象） 6-8-5-04 (00) 卒業生・修了生の就職先への学習成果に関する調査結果</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			